|  |
| --- |
| **６００９．担保照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＡＳ  （ＩＡＳ０Ｗ） | 担保照会 |

１．業務概要

「担保登録（ＳＥＲ）」業務及び「担保提供書審査終了（ＣＴＴ）」業務で登録された担保情報を照会する。

２．入力者

全利用者

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）税関の場合

システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）税関以外の場合

システムに登録されている利用者であることに加え、入力された担保登録番号の担保提供者別に以下のチェックを行う。

（ａ）輸入者提供の担保である（担保提供者コードに輸出入者コードまたは法人番号が登録されている）場合

以下のいずれかの条件を満たすこと。

①担保提供者コード欄が未入力の場合、入力者の所有する輸出入者コードの先頭８桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭８桁と同一であること。または、入力者の所有する法人番号の先頭１３桁が輸入者または担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭１３桁と同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

②担保提供者コード欄に入力された輸出入者コードの先頭８桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭８桁と同一であり、かつ担保ＤＢに使用可能通関業者コードが登録されていないこと。または、担保提供者コード欄に入力された法人番号の先頭１３桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭１３桁と同一であり、かつ担保ＤＢに使用可能通関業者コードが登録されていないこと。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

③担保提供者コード欄に入力された輸出入者コードの先頭８桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭８桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保ＤＢに登録された使用可能通関業者コードと同一であること。または、担保提供者コード欄に入力された法人番号の先頭１３桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭１３桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保ＤＢに登録された使用可能通関業者コードと同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

④担保提供者コード欄に入力された輸出入者コードの先頭８桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭８桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保ＤＢに登録された使用可能通関業者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係ＤＢに登録されていること。または、担保提供者コード欄に入力された法人番号の先頭１３桁が担保ＤＢに登録された担保提供者コードの先頭１３桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保ＤＢに登録された使用可能通関業者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係ＤＢに登録されていること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（ｂ）通関業者提供の担保である（担保提供者コードに利用者コードが登録されている）場合

以下のいずれかの条件を満たす利用者であること。

①担保ＤＢに担保提供者コードとして登録された利用者であること。

②担保ＤＢに担保提供者コードとして登録された利用者と異なる場合は、担保提供者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係ＤＢに登録されていること。

（ｃ）無符号輸入者提供の担保である場合

以下のいずれかの条件を満たす利用者であること。

①担保ＤＢに使用可能通関業者コードとして登録された利用者であること。

②担保ＤＢに使用可能通関業者コードとして登録された利用者と異なる場合は、使用可能通関業者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係ＤＢに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）担保ＤＢチェック

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係る担保が担保解除されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、担保照会情報編集の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）担保照会情報編集出力処理

担保ＤＢより担保照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 担保照会情報 | なし | 入力者 |

７．特記事項

（１）担保提供金額について

担保提供金額の考え方については、以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 『担保提供金額』 | | |
| 担保として提供された金額の総額 | | |
| 『保全担保（引取用）提供額』 | 『納期限延長等担保提供金額』 | |
| ・担保提供金額のうち、保全担保（引取用）用として登録された金額  ・輸入（引取）申告（担保提供原因「Ｋ０７」）のみに使用可能な金額（引落とし管理は行わない。） | ・担保提供金額のうち、保全担保（引取用）用として登録された以外の金額  ・担保提供原因「Ｋ０７」以外の用途に使用可能な金額（引落とし管理を行う。） | |
| 『担保提供命令額』 | 『担保引落とし残高』 | 『引落とし済額』 |
| ・保全担保（引取用）提供額のうち、一月当たりの輸入（引取）申告に使用するものとして登録された金額 | ・納期限延長等担保提供金額のうち、現在使用可能な残高 | ・納期限延長等担保提供金額のうち、現在引落としが行われている金額 |